

令和 6 年度第 3 回
大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 1 時 30 分

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和 6 年度第 3 回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録
令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 1 時 30 分開議

会議日程

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

- (1) 諮問第 1 号 令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）を定めることについて
- (2) 諮問第 2 号 令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて
- (3) 諮問第 3 号 令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて
- (4) 諮問第 4 号 令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて

5 そ の 他

6 閉 会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（10名）

公益代表委員

刈 谷 忠 君

山 本 勝 夫 君

小 松 由 美 君

保険医・保険薬剤師代表委員

中 野 達 也 君

熊 谷 英 人 君

金 野 良 則 君

被保険者代表委員

及 川 久美子 君

及 川 艶 子 君

佐々木 博 子 君

刈 谷 由 里 君

欠席委員（2名）

公益代表委員

佐 藤 美智子 君

保険医・保険薬剤師代表委員

滝 田 有 君

事務局出席者

市民生活部長

安 居 清 隆 君

市民生活部国保医療課長

佐々木 直 央 君

総務部税務課長

森 正 君

保健福祉部健康推進課長

藤 田 一 枝 君

市民生活部国保医療課長補佐

木 村 亮 君

市民生活部国保医療課係長

新 田 進 君

市民生活部越喜来診療所係長

中 嶋 聖 志 君

午後 1 時 30 分開会

○市民生活部長（安居清隆君） 定刻前ですが、ただいまから、令和 6 年度第 3 回大船渡市国民健康保険運営協議会を、開会いたします。私は司会を務めます市民生活部長の安居と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、本国保協議会の刈谷会長からごあいさつをお願いいたします。

○公益代表委員・会長（刈谷忠君） 本日は、補正予算、来年度当初予算、その他で市からお知らせがあるようですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○市民生活部長（安居清隆君） ありがとうございます。本日は 10 人の委員に御出席いただいております。また、欠席された委員は、佐藤美智子委員、滝田有委員の 2 人でございます。

これにより、大船渡市国民健康保険条例施行規則第 4 条の定足数に達し、この会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

続いて、この会議の議長につきましては、同施行規則第 2 条の規定により、会長が議長を務める規定でございます。それでは、刈谷会長よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君） それでは、議事を進行させていただきます。

次第 3 の会議録署名委員の指名でございます。本日の署名委員には、公益代表の山本勝夫委員と、被保険者代表の佐々木博子委員のお二人を指名しますので、よろしくお願いいたします。

次に、次第 4 の議事に入ります。

諮問第 1 号「令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）を定めることについて」、事務局からの説明を求めます。

○国保医療課長（佐々木直央君） 国保医療課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。

今般の補正予算は、年度末を迎えるに当たり、各費用の内容を精査した決算見込みによるもので、補正額は、歳入・歳出それぞれ 2,320 万 2 千円の減額となっており、歳入・歳出の総額をそれぞれ 40 億 7,217 万 1 千円とするものです。

以下、歳入・歳出とも、款ごとに主な項目について御説明いたします。別添「補足資料」に予算科目等の説明がございますので、そちらも併せてご覧ください。

始めに、(1) 歳入でございます。

1 款 国民健康保険税 1,930 万円の増。補正理由は、令和 6 年 12 月までの納付実績を参考に増額するものです。

4 款 県支出金 1 億 3,860 万 1 千円の減。市が行う保険給付、歳出 2 款の保険給付費の支出減に伴い、この分に対して県から交付される普通交付金等が減額されたところです。

6 款 繰入金 804 万 6 千円の増。事業費の再算定に伴う増額であります。保険税軽減対

象者の増加により、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金が増額となる見込みです。

8 款 諸収入 4,483 万 3 千円の増。第三者行為による納付金、不当利得による返納金、過年度分診療報酬の確定に伴う国保連からの返還金等によるものです。

次に、(2) 歳出でございます。

2 款 保険給付費 1 億 1,520 万円の減。給付実績等に基づく支出額の精査によるもので、内訳は、疾病・負傷に対する保険者負担、いわゆる 7 割や 8 割の分ですが、療養給付費 1 億円の減、高額療養費 2,000 万円の減などによるものです。

6 款 基金積立金 6,862 万 3 千円の増。前年度の繰越金等を積み立てるものです。

7 款 諸支出金 2,327 万円の増。過年度の県支出金等償還金の確定に伴う増額等です。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。それでは、質疑を受け付けます。何かございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（刈谷忠君） それでは、諮問第 1 号について、原案を承認される旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（刈谷忠君） それでは、原案を承認することといたします。

次に、諮問第 2 号「令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて」事務局からの説明をお願いいたします。

○国保医療課長（佐々木直央君） それでは、諮問第 2 号「令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

なお、診療施設勘定は、綾里、越喜来、吉浜の 3 か所の医科診療所と、綾里の歯科診療所、計 4 か所の診療所に係る関係予算でございます。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。

今般の補正予算は、先ほどの事業勘定と同様、年度末を迎え、各費用の内容を精査した決算見込みによるもので、補正額は、歳入・歳出それぞれ 979 万円の減額となっており、歳入・歳出の総額をそれぞれ 2 億 3,695 万 7 千円とするものです。

以下、歳入・歳出とも、款ごとに主な項目について御説明いたします。

始めに、(1) 歳入でございます。

1 款 診療収入 1,220 万 8 千円の減。補正理由は、決算見込みによる減額です。

3 款 繰入金 385 万 1 千円の増。診療報酬等の減収に伴い、不足する運営費の補填分を一般会計から繰入するため増額するものです。

6 款 市債 470 万円の減。医療機器の整備費用が減額となることから、そちらに充てるための借入れ金を減額するものです。

次に、(2) 歳出でございます。

1 款 総務費 150 万円の減。決算見込みによる事務費等の減額です。

2 款 医業費 829 万円の減。医療機器の更新時期を変更したことに伴う備品購入費の減額等です。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。それでは、質疑を受け付けます。何かございませんでしょうか。

これは、決算見込みということですよ。

○国保医療課長（佐々木直央君） 予算は前の年に編成しますが、現時点の実績を考慮して予算の見直しを行い、当初の予算と乖離している部分を埋めるための補正になります。

○議長（刈谷忠君） 他に何かございませんでしょうか

（「なし」という声あり）

○議長（刈谷忠君） それでは、諮問第2号について、原案を承認される旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（刈谷忠君） それでは、原案を承認することといたします。

次に、諮問第3号「令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて」事務局からの説明をお願いいたします。

○国保医療課長（佐々木直央君） それでは、諮問第3号「令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料3の1ページをご覧ください。

始めに、1の基本的な考え方の歳入ですが、国民健康保険税については、人口減少による被保険者の減少等により、前年度と比較して213万6千円、率にして0.3%の減と見込んでおります。

次に歳出ですが、総務費については、人件費やシステム関連費用の増加により、268万円、2.7%の増となっております。

保険給付費については、被保険者数が減少傾向にあることなどを踏まえ、2億1,305万9千円、7.1%の減と見込んでおります。

ここで、「国民健康保険事業費納付金」について、若干説明いたします。資料3の2をご覧ください。

平成30年度の国保の制度改革により、県と市町村が共同保険者となり、財政運営を担っています。市町村は、被保険者から徴収した国保税や、保険税軽減に係る公費補填分などを納付金として県に納め、県は、この納付金等を財源として、市町村が保険給付に必要な費用を交付金という形で分配する仕組みとなっています。この納付金の算定は、県全体で必要な額を市町村ごとの被保険者数、世帯数と所得水準で按分し、医療費水準を反映することによ

り決定しています。例えば、図のA市とB市は同じ所得水準ですが、医療費水準を反映した場合、水準の高いB市の納付金が高くなります。

2ページをご覧ください。左側の「市町村内で医療費を支えあう仕組み」は、図の3市町村のうち、小規模なC村で高額な医療費が発生すると、村全体の納付金が増加となります。当市でも、お一人で月に1千万以上の医療費がかかる例もあります。

次に、右側の「県全体で医療費を支え合う仕組み」ですが、医療費水準の変動をより平準化することから、国保財政の運営を安定化することができます。現在は、市町村ごとに国保税の税率を設定していますが、今後は、県内における保険税水準の統一を目指しています。一方で、現在、医療費水準の低い市町村においては、他市町村より医療費が少なくても納付金が高くなってしまいます。

こうしたことから、岩手県における統一は、まず、令和7年度から11年度にかけて段階的に医療費水準の差異の反映を縮小し、令和11年度に「納付金ベースの統一」を行うこととしています。

また、令和12年度から17年度の期間内に、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、県内のどの市町村でも同じ保険税となる「完全統一」を目指しています。

以上を踏まえ、令和7年度の納付金算定における医療費水準の差異が、前年度より0.2ポイント下がっており、医療費水準が県内平均より高い当市においては、差異を反映しない場合と比較し、納付金が減少されます。

では、資料3にお戻りください。基本的な考え方、歳出の3つ目ですが、国民健康保険事業費納付金は、医療費水準の反映が見直しされたものの、1人当たり医療費の増加に伴い、当市全体では624万5千円、率にして0.7%の増となります。なお、被保険者1人当たりの納付金で見ると、昨年の12万8,475円から7,579円増の13万6,054円となっており、県平均を上回っています。

次に、2の予算概要でございますが、予算総額は38億9,147万5千円で、前年度より2億826万5千円の減となっております。

以下、歳入、歳出とも款ごとに予算額等について、申し上げます。

始めに、(1)歳入でございます。

1款 国民健康保険税 6億3,578万3千円。被保険者数の減少等に伴い、前年度より0.3%の減となっております。

4款 県支出金 28億3,002万円。保険給付費等に係る普通交付金等の減額などにより、前年度より6.9%の減となっています。

6款 繰入金 4億1,478万7千円。一般会計からの繰入金で、1.2%の増となっております。これは、法律で定められている保険税の軽減分や職員給与費等に要する経費への繰入れです。

8款 諸支出金 1,033万5千円。第三者行為による納付金などです。

次に、2ページをお開き願います。(2)歳出でございます。

2 款 保険給付費 27 億 9,706 万円。保険者が負担する給付費などで、被保険者の減少等による療養給付費 2 億 400 万円の減などにより、前年度より 7.1%の減となっております。

3 款 国民健康保険事業費納付金 9 億 544 万 3 千円。先ほど申し上げましたとおり県へ納付するもので、前年度より 0.7%の増となっております。

4 款 保健事業費 3,733 万 9 千円。特定健康診査、医療費通知、レセプト点検事業、ジェネリック医薬品の差額通知等に係る費用を計上しております。なお、当市のジェネリックの利用割合は 88.1%で、県平均 87.2%を上回っております。

5 款 基金積立金 2,676 万 9 千円。当市国保の貯金であります財政調整基金への積立金となりますが、基金残高は約 3 億円になる見込みであります。この基金への積立ては、国保の財政運営が健全である目安にもなるものと考えております。

6 款 諸支出金 2,347 万 7 千円。国保税の還付金、診療施設勘定への繰出金となっております。

説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。それでは、質疑を受け付けます。何かございませんでしょうか。

私のほうから一点いいですか。先ほど、県内の納付金の額を令和 11 年度までに段階的に調整して、令和 12 年度から統一されたものになっていくということですが、その結果として、大船渡市の負担割合はどういう見込みになりますか。

○国保医療課長（佐々木直央君） 県内市町村の割合を全て同じにすることが将来的な目標になりますが、医療費の抑制に努めている市町村にとっては、医療費の高い市町村と同じ税率で支払わなければならないため、理解が必要となります。

こうしたことから、今回、令和 7 年度から令和 11 年度にかけて、医療費水準を 0.2 ポイントずつ、5 年間に分けて下げていくところです。

ちなみに、令和 7 年度予算に 0.2 ポイント反映する場合としない場合では、約 500 万円の差ですが、全く反映しない場合では約 2,400 万円の差となりますので、医療費水準が高い市町村は納付金を抑えられる傾向となっております。

○議長（刈谷忠君） その他ございませんか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） 金野です。制度の難しさはいろいろあって、当然、医療に関してもお金のかかる部分は増えていくわけですが、保健事業費の中で、例年、健診であったり医療費通知であったり、ジェネリック通知等を行っていると思うのですが、今回もその予算の中で、若干増やしている部分については、何か新しい事業を考えているのか、郵送費等が上がって増やしているのかお伺いします。

○健康推進課長（藤田一枝君） 健康推進課の藤田と申します。来年度の保健事業では、特定健診のほか、健診後の病気の発症予防や重症化防止というところに力を入れていくということで、新規事業を考えております。

○議長（刈谷忠君） よろしいですか。では、お諮りいたします。諮問第 3 号について、

原案を承認される旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（刈谷忠君） それでは、原案を承認することといたします。

次に、諮問第4号「令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて」事務局からの説明をお願いいたします。

○国保医療課長（佐々木直央君） それでは、諮問第4号「令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料4の1ページをご覧ください。

始めに、1の基本的な考え方の歳入ですが、診療収入については、令和6年度の決算見込みや、近年の感染症の影響等を考慮し、69万8千円、率にして0.5%の減と見込んでおります。繰入金については、運営費の減額により一般会計からの繰入金が177万6千円減、1.9%の減などとなっております。

次に、歳出ですが、総務費は人件費の減額などにより220万3千円、1.3%の減、医業費は医薬品などの増により187万8千円、3.5%の増と見込んでおります。

次に、2の予算の概要でございますが、予算総額は2億4,626万9千円で、前年度より47万8千円の減となっております。

以下、歳入、歳出とも款ごとに、予算額等について、申し上げます。

（1）歳入でございます。

1款 診療収入1億2,798万6千円。診療報酬や諸検査収入等です。

4款 繰入金1億734万8千円。診療所の運営等に係る一般会計及び国保事業勘定からの繰入金で、418万4千円の減となっております。

7款 市債680万円。医療機器の更新に充てるための借入れです。

（2）歳出でございます。

1款 総務費1億6,962万1千円。職員給与費や施設維持管理費、研究研修費などです。

2款 医業費5,560万6千円。医療機器の維持費、医薬品等の購入費、歯科診療所におけるX線撮影装置更新等の経費も含まれております。

3款 公債費2,104万2千円。過去の医療機器購入等において借入れした市債に係る元金や利子の償還金です。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。それでは、質疑を受け付けます。何かございませんでしょうか。

私のほうから一点だけ。収入の市債680万円は、おそらく単年度の収入の中で、それ以前の分の償還をしなければならない分も含めてでょうが、市債の累積はどれぐらいあるんですか。

○国保医療課長（佐々木直央君） 現在、診療施設勘定における市債の累積額は約7,500

万円となっております。

○議長（刈谷忠君） 公債費の元金や利子を新年度で返すということですか。

○国保医療課長（佐々木直央君） はい、過去に借りたお金を返すため、後年度に、それぞれ計算された金額を支払います。高額な医療機器を購入した場合など、単年度で支払うのではなく、複数年で平準化するものです。

○議長（刈谷忠君） その他ございませんか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） 金野です。予算の概要のほうですが、3款、県支出金「医療機器整備補助金」は、5年度の決算にはなかった項目ですが、医療機器の更新に対する補助金と考えてよいのでしょうか。

○国保医療課長（佐々木直央君） そのとおりでございます。来年度は、歯科診療所の医療機器を整備することにしておりますが、当市の診療所で、この「へき地補助金」の対象になるのは、綾里診療所と歯科診療所のみとなります。

このため、毎年度措置する予算ではありません。令和7年度については、へき地補助金と市債を活用するところでございます。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） そういう場合、全体的に県の補助金の枠に入れ込むというより、新たに別途の項目を作ってもよいのではないかと思います。その年度ごとに予算の順番が違うというふうに考えていいんですかね。

○国保医療課長（佐々木直央君） 一般会計と異なり、特別会計の場合、年度によって予算科目が変わることがあります。先ほどお話ししましたとおり、診療施設勘定では、活用する補助金との種類により、国庫支出金や県支出金など、予算科目が変わることもあります。

○議長（刈谷忠君） その他ございませんか。では、お諮りいたします。諮問第4号について、原案を承認される旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（刈谷忠君） それでは、原案を承認することといたします。

それでは、以上で議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。事務局のほうにお返しします。

○市民生活部長（安居清隆君） 大変ありがとうございました。次に、次第5 その他でございます。委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

ないようですので、事務局から何かありますか。

○国保医療課課長補佐（木村亮君） 国保医療課の木村と申します。私のほうから二点ほど報告させていただきます。座ったままで失礼いたします。

まず1つ目は、マイナンバーカードの健康保険証の利用状況についてであります。

令和6年12月2日より、健康保険証の新たな発行は終了したところであり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したところであり、2か月が経過したところであり、現時点でお示しできるマイナ保険証の利用状況について、ご報告いたします。

本日配布いたしました「マイナンバーカードの健康保険証の利用状況について」の資料を

ご覧ください。

「2 市内医療機関等の対応状況について」であります。令和7年1月19日現在で、市内の医療機関等の施設数52施設に対しまして、50施設におきましてマイナ保険証が利用可能となっており、ほとんどの施設におきまして利用可能な状況となっております。

続きまして、「3 当市におけるマイナ保険証の登録状況など」についてであります。令和6年11月30日現在で、市内の国保被保険者数6,897人に対し、マイナ保険証の登録者数は66.8%の4,606人、利用率は23%となっております。

後期高齢につきましては、被保険者数7,595人に対しまして、マイナ保険証の登録者数は60.5%の4,596人、利用率は12.9%となっております。

利用率は、まだ低いところでありますが、資料下部のグラフをご覧くださいと存じます。こちらは、国民健康保険、後期高齢者医療保険それぞれの4月からのマイナ保険証の登録者数及び利用率の推移であります。いずれにつきましても、利用率が増加しているところであり、12月におきましては速報値となりますが、国民健康保険が32.2%、後期高齢が24.4%と大きく増加し、今後も増加が見込まれているところであります。

今後につきましても引き続き、利用促進に向け、周知を図ってまいります。それでは、マイナンバーカードの健康保険証の利用状況についての説明は以上でございます。

○市民生活部長（安居清隆君） 皆さんのほうから、お気づきの点などございませんか。

○公益代表委員（山本勝夫君） 利用率というのは、登録した利用率なのか、登録した人のうち、病院にかかった際にマイナンバーカードを使うことなのか、どちらでしょうか。登録しても病院にかからない人は、利用率が低くなりますよね。

○国保医療課課長補佐（木村亮君） 利用率は、登録して利用した人の数字となっております。

○市民生活部長（安居清隆君） それでは、もう一つありますのでよろしくお願いします。

○国保医療課課長補佐（木村亮君） 2つ目は、救急安心センター事業（＃7119）について、ご紹介とご報告をさせていただきます。

資料の「救急安心センター事業（＃7119）の全国展開」をご覧ください。

まず始めに、「＃7119」とはどういったものかということですが、救急に関する電話相談窓口のことでございます。

急な病気やケガの際に、「救急車を呼ぶべきか」「病院に行ったほうが良いか」などの迷いが生じた際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる仕組みでございます。

本事業は、総務省消防庁が全国展開を進めている事業でございます。すでに全国36地域で実施されております。この背景には、全国的に救急車の出動件数が年々増加しております。今後とも増加が見込まれていること、また、不要不急の患者も多く、救急隊の負担増と必要な患者の搬送に影響を与えているといった問題があり、こういった問題を解消するために事業展開が進められているところであります。

では、岩手県の状況であります、資料の2ページ目をご覧ください。

1の「救急搬送の状況について」であります、県内の令和4年度までの過去5年間の救急出動件数は、約5万件ですが、軽症者の割合が約4割となっています。

また、2の「県立病院における救急医療対応件数」につきましても、こちらはウォークイン（直接ご自身で救急受診された方）も含んだ数値であります、大船渡病院では約8割が軽症者となっておりますことや、県内の全ての県立病院において6割を超えている状況となっております。

このような状況を踏まえ、岩手県におきましても、令和7年4月1日から救急安心センター事業（＃7119）を導入することとなっております。

岩手県から示されております事業の概要（案）につきましては、3ページ目をご覧ください。

運用開始は、令和7年4月1日、常時看護師2名、常時又はオンコール医師1名の配置、通話料は相談者負担ですが、相談料は無料、24時間365日対応で救急電話相談や医療機関案内などを行うこととなっております。

本事業には、当市を含む、県内全市町村も参画することとなっており、岩手県と連携し、救急医療機関の受診の適正化に取り組んでまいります。

○市民生活部長（安居清隆君） それでは、皆さんのほうから何かございませんでしょうか。中野委員、県立大船渡病院は、救急搬送の軽症者が県内でも2番目に多いようですが、何かございましたら。

○保険医・保険薬剤師代表委員（中野達也君） （＃7119について）それはですね去年の大分早い時期から、県の方で会議がありまして私も参加しておりましたけれども、この事業は、県と県内の市町村がお金を半々で負担するというふうに聞いておりました。

お金のかかる事業であります、病院にとっても、あとは消防署にとっても問い合わせの電話が減るってことは非常にありがたいことで、さらには救急車の不要な呼び出しも減るってことで、県と市にお金を負担していただく。

実際、全国でどうやってるかという、市町村、あるいは県によって対応が違うんですが、独自在そういう相談する窓口を設けているところもあるんですが、県の中に誰かそういう担当の人ではなくて多分、東京の方かどっかの方に、連絡がいつてそちらからの返事になるというふうに当初は聞いていたので、変わりなければそのような体制になる。皆さんのイメージだともしかしたら、県で誰か県内の方が対応するというイメージかもしれませんが、おそらく違うのではと思っておりました。

近隣の医療施設を紹介するってなってますけど、私はそのように会議の時点では理解していましたが、もしかしたら変わっているところがあるかもしれません。

○国保医療課長（佐々木直央君） 当市におきましても、県の方からは、岩手県独自にコールセンターを設置するのではなく、民間でそういったところを請負っているところに委託をするということで、その委託費用ですとか、あとは県民の方に周知するための広報費用

というものを、県と市町村で負担することになっております。

今回、この予算につきましては、当市も含め県議会、市町村議会におきまして、これからお諮りするところですが、こういった事業であるというところをあらかじめお知らせさせていただいたところです。

○保険医・保険薬剤師代表委員（中野達也君） 同じように＃8000 は、すでに利用されて小児の医療相談も入ってるってところなんですけれども、「8000」って覚えやすいんですが、なんでこの「7119」なのかなというところがですね、覚えにくいって言えば覚えにくいんですが、何か覚えやすいようなのを考えて多分ですね、「119」に「7」をくっつけたんだと思うんですけれど。

○国保医療課課長（佐々木直央君） それでは、私からも一点報告になります。配布資料はございません。

配布資料はありませんが、国民健康保険税の改正を含んだ市税条例の一部を改正する条例と、補正予算の専決処分についてお願い申し上げます。

地方税法及び関係法令については、例年、3月末までに国会で議決され、4月1日からの施行とされているところではありますが、当市では、地方税法等が公布された後、国民健康保険に係る市税条例の改正については、3末日で専決処分する予定です。

また、令和6年度の決算見込み状況によっては、補正予算の措置が必要となりますが、専決処分する場合、運営協議会を招集する時間的な余裕がないことが予想されます。

従いまして、市税条例の一部を改正する条例及び補正予算の専決処分につきましては、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

○市民生活部長（安居清隆君） 毎年このように改正が急に行われまして、国保税の限度額とかが変わります。

それから医療費も見込んであるんですけれども、大分インフルエンザのほうも、大船渡はまだちょっとあるようなんですけれども、これらも見越した上で決算見込みを出したりしておりますので、その辺ご承知いただきましてよろしく願いしたいと思います。

それではこれをもちまして、令和6年度第3回大船渡市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時26分閉会